



発行 新潟県  
**第 91 号**  
 平成29年11月28日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1240 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 1241 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1242 換地処分（農地整備課）
- 1243 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 1244 道路の区域変更（道路管理課）
- 1245 道路の供用開始（道路管理課）
- 1246 道路の区域変更（道路管理課）
- 1247 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1248 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1249 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1250 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1251 歳入の徴収事務の委託（建築住宅課）

公 告

大規模小売店舗の新設（商業・地場産業振興課）

選挙管理委員会告示

- 80 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 81 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 82 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 83 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（期限後提出分）（選挙管理委員会）
- 84 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 85 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第1240号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成29年11月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	11者	則清堅田211番ほか164筆 17.4ha
胎内市	9者	八幡川原917番1ほか137筆 17.0ha
聖籠町	1者	二本松川田2391番1ほか8筆 1.0ha
新潟市	24者	北区横井中郷海老510番ほか343筆 29.6ha
三条市	5者	井栗梅田乙358番2ほか50筆 6.6ha
見附市	2者	漆山町二軒寄合2178番ほか3筆 2.3ha

小千谷市	1者	片貝町中原9051番2ほか9筆 0.8ha
十日町市	14者	松之山松口下原1297番ほか99筆 9.9ha
津南町	1者	上郷宮野原8829番1ほか3筆 0.7ha
上越市	4者	清里区馬屋前田715番ほか30筆 3.4ha
糸魚川市	1者	梶屋敷藤ノ木867番1ほか3筆 0.4ha
佐渡市	10者	金井新保東道崎67番ほか52筆 7.1ha
合計	83者	913筆 96.2ha

- 2 認可年月日  
平成29年11月27日

◎新潟県告示第1241号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業に係る換地計画を定めたので、平成29年11月29日から平成29年12月26日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月28日

新潟県知事 米山 隆一

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	上泉	換地計画書の写し	新潟市西蒲区役所及び弥彦村役場

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1242号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、長岡市を地域とする県営農業用排水施設整備・区画整理(中山間地域総合整備)事業東谷地区に係る換地処分をした。

平成29年11月28日

新潟県知事 米山 隆一

◎新潟県告示第1243号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年11月28日

新潟県知事 米山 隆一

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
十日町市	十日町市の地籍図及び地籍簿 高田町三丁目、高田町三丁目西、高田町三丁目南、千代田町、桜木町の全部、住吉

	町、春日町三丁目の一部
十日町市	十日町市の地籍図及び地籍簿 高田町四丁目、高田町五丁目、住吉町、春日町一丁目、春日町二丁目、春日町三丁目の全部、高田町三丁目西の一部

## 2 認証年月日

平成29年11月20日

## ◎新潟県告示第1244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年11月28日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 道路の種類 一般国道

## 2 路線名 252号

## 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市大字山室字山久2922番1から	新	8.0～11.4メートル	52.3メートル
同市大字石曾根字関根3069番2まで	旧	8.0～11.4メートル	52.3メートル

備考 路線の重用

全区間県道柿崎小国線と重用

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 柿崎小国線

## 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市大字山室字山久2922番1から	新	8.0～11.4メートル	52.3メートル
同市大字石曾根字関根3069番2まで	旧	8.0～11.4メートル	52.3メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道252号と重用

## ◎新潟県告示第1245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年11月28日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 路線名 一般国道 252号

## 2 供用開始の区間

柏崎市大字山室字山久2922番1から同市大字石曾根字関根3069番2まで

## 3 供用開始の期日 平成29年11月28日

◎新潟県告示第1246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年11月28日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩船郡関川村大字上野新466番4から 同郡同村大字上野新462番6まで	新	9.5～23.0メートル	151.1メートル
	旧	10.0～23.0メートル	151.1メートル

◎新潟県告示第1247号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成28年3月22日新潟県告示第364号）を次のとおり解除する。

平成29年11月28日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
軽井川(7)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1248号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年3月22日新潟県告示第365号）の指定を解除する。

平成29年11月28日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
軽井川(7)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1249号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年11月28日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
軽井川(7)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第1250号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年11月28日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
軽井川(7)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第1251号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年11月28日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 委託した事務

新潟県営住宅条例(昭和35年新潟県条例第6号)第18条及び第57条に規定する県営住宅使用料及び駐車場使用料の徴収に係る未収金のうち一部の未収金の徴収事務

## 2 受託者の氏名又は名称及び住所

弁護士法人 バンビル法律事務所

新潟市中央区医学町通2番町74番地 バンビル801号室

## 3 委託期間

平成29年10月12日から平成30年3月31日まで

## 公 告

## 大規模小売店舗の新設について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年11月28日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) マルイ分水店

所在地 燕市砂子塚字興野浦615番 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者
    - ・氏名又は名称 株式会社マルイ
    - 法人代表者氏名 代表取締役 清水 辰雄
    - 住所 見附市今町三丁目11番68号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
    - ・氏名又は名称 株式会社マルイ
    - 法人代表者氏名 代表取締役 清水 辰雄
    - 住所 見附市今町三丁目11番68号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年7月17日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計  
計1,811平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計102台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計20台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・面積 計72平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・容量 計22.5立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ・株式会社マルイ
    - 午前7時から午後12時
  - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯  
午前6時30分から翌午前0時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ・出入口の数 3箇所
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - ・荷さばき施設 1
    - 午前6時から午後9時
- 7 届出年月日  
平成29年11月16日
- 8 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間  
平成29年11月28日から平成30年3月28日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

## 選挙管理委員会告示

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成29年11月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## (1) 政党の支部

## (イ) 法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党新潟県衆議院選挙区第五支部	泉田裕彦	酒井正春	新潟県長岡市笹崎2-4-16	衆議院議員	○	29.10.06

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

## (イ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	届出年月日
幸福実現党新潟県第五選挙区支部	笠原麗香	笠原麗香	新潟県長岡市東神田1-4-3 小幡ビル101	衆議院議員	29.08.31

## (ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
悦悠会	阿部悦多	阿部悦多	新潟県東蒲原郡阿賀町谷沢349番地	29.09.05
加藤ひろし後援会	加藤重夫	加藤和泰	新潟県岩船郡関川村大字下関438番地1	29.08.29
高橋真二後援会	高橋真二	高橋美恵子	新潟県中魚沼郡津南町大字秋成9690	29.10.06
目黒哲也後援会	南雲勇路	桐生悟	新潟県南魚沼市東泉田1076番地1	29.09.13
全国たばこ販売政治連盟新潟県支部	古川鉦二	古川鉦二	新潟県新潟市中央区緑町3437番地11	29.10.04

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年11月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## (1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党新潟県支部連合会	塚田一郎	代表者の氏名	塚田一郎	長島忠美	29. 09. 06
自由民主党浦川原区支部	石田裕一	会計責任者の氏名	山崎弘	大滝孝	29. 11. 01
自由民主党鹿瀬支部	猪俣紀夫	代表者の氏名	猪俣紀夫	猪俣誠一	29. 10. 30
自由民主党村上支部	斎藤洋明	主たる事務所の所在地	新潟県村上市山居町1-5-1	新潟県村上市山居町1-9-1	29. 10. 30
民進党新潟県総支部連合会	大淵健	代表者の氏名	大淵健	鷲尾英一郎	29. 11. 10
民進党新潟県第5区総支部	佐藤伸広	代表者の氏名 会計責任者の氏名	佐藤伸広 今井勇	鷲尾英一郎 佐藤伸広	29. 11. 10

## (2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
大平悦子後援会	大平明	代表者の氏名 国会議員関係政治団体の区分 公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	大平明 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体 大平悦子、衆議院議員	遠藤実	29. 09. 26
岡田竜一後援会	加藤一芳	代表者の氏名	加藤一芳	岡田良二郎	29. 10. 15
確かな明日への会	高橋信雄	主たる事務所の所在地	新潟県上越市新光町2丁目3番8号 オフィスUSHIKI202号室	新潟県上越市下源入500番地	29. 10. 31
新潟県商工政治連盟	石田三夫	代表者の氏名	石田三夫	岩村菫堂	29. 10. 20
新潟県政治報道連盟	三國隆榮	会計責任者の氏名	黒川文子	杉戸節子	29. 10. 04
広野まさる	廣野甲	会計責任者の氏名	羽賀正	荒海新之助	29. 10. 06

後援会	氏名				
村山秀幸政 村山秀幸 経事務所	主たる事務所 の所在地	新潟県上越市新光 町2丁目3番8号 オフィス USHIKI 202号室	新潟県上越市下源 入500番地		29. 10. 31
村山秀幸後 大竹和夫 援会	主たる事務所 の所在地	新潟県上越市新光 町2丁目3番8号 オフィス USHIKI 202号室	新潟県上越市下源 入500番地		29. 10. 31
吉田たかし 五十嵐修平 後援会	代表者の氏名	五十嵐修平	橋本敏郎		29. 08. 30

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年11月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## (1) 政治団体の名称

## ア . 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
維新の党参議院新潟県選挙区第1支部	米山隆一	28. 03. 27
維新の党新潟県総支部	米山隆一	28. 03. 27

## イ . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
隆政会	米山隆一	25. 12. 31

## (2) 収支報告書の要旨

## ア . 政党の支部

(単位 円)

維新の党参議院新潟県選挙区第1支部

報告年月日 28. 04. 20

1 収入総額	4, 222, 842
前年繰越額	4, 222, 738
本年收入額	104
2 支出総額	4, 222, 842
3 本年收入の内訳	
その他の収入	104
1件10万円未満のもの	104
4 支出の内訳	
経常経費	97, 501
光熱水費	21, 583

事務所費	75,918
政治活動費	4,125,341
機関紙誌の発行その他の事業費	698,351
宣伝事業費	698,351
寄附・交付金	3,426,990

維新の党新潟県総支部

報告年月日 28.04.20

1 収入総額	4,334,350
前年繰越額	4,334,246
本年收入額	104
2 支出総額	4,334,350
3 本年收入の内訳	
その他の収入	104
1件10万円未満のもの	104
4 支出の内訳	
経常経費	506,944
人件費	430,000
事務所費	76,944
政治活動費	3,827,406
組織活動費	43,890
機関紙誌の発行その他の事業費	2,383,560
宣伝事業費	2,383,560
寄附・交付金	1,399,956

イ . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(単位 円)

隆政会

報告年月日 28.03.25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成29年11月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成28年分

(単位 円)

[その他の政治団体]

税理士による金子めぐみ後援会

報告年月日 29.11.16

1 収入総額	183,001
本年收入額	183,001
2 支出総額	68,762
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費（31人）	31,000
寄附	152,000
個人分	2,000

団体分	150,000	
その他の収入	1	
1件10万円未満のもの	1	
4 支出の内訳		
政治活動費	68,762	
組織活動費	68,762	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	2,000	
〔団体分〕		
関東信越税理士政治連盟	100,000	埼玉県さいたま市
年間5万円以下のもの	50,000	
新潟県政治報道連盟		
報告年月日 29.10.04		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
松井さとし後援会		
報告年月日 29.10.12		
1 収入総額	133,644	
前年繰越額	133,644	
2 支出総額	0	
米山隆一後援会		
報告年月日 29.11.06		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年11月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

村山秀幸	村山秀幸政経事務所	主たる事務所の所在地	新潟県上越市新光町2丁目3番8号 オフィスUSHIKI202号室	新潟県上越市下源入500番地	29.10.31
------	-----------	------------	-------------------------------------	----------------	----------

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年11月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	資金管理団体で なくなった年月日
米山隆一	隆政会	25.12.31